

# 役人の頭

末弘巖太郎

青空文庫



「法治主義」の研究は、現代の国家および法律を研究せんとする者にとって、きわめて大切である。私がそのことをいろいろと考えていた際、たまたま東京日日新聞社から何か書けという依頼を受けて、ふと筆をとったのが、そもそも本稿の出来上った由来であつて、内容は主として法治国と官僚主義との関係を取り扱ったものである。書いた時期は大正一年の六月下旬である。

## 一

子供の時からのかせで新聞を読むことが変に好きです。外国にいたときなど、むろん語学のまじりたためでもあるが、どうかすると半日ぐらい新聞読みに時を費やしたことがあります。かつて高等学校にいたとき、ドイツ語の教科書としてヒルティンという人の『幸福論』なる本を読まされたことがあります。その中に新聞を読んではいけない、ことに朝一番頭のいいときに新聞のような雑駁なかつ平易なものを読むと一日中の仕事欲を害する、ということが書いてありました。非常に感心して同室者一同——私の部

屋には変に頑強な男がそろっていたのですが——と申し合わせて、なんでも半年ぐらい新聞の購読を中止したことがありました。それでも新聞を読むことの好きな私にはどうもがまんができないので、そつと図書館で読んでいるところを同室者につかかってひどくおこられたことなどがありました。そんなことを思い出してみると、私の新聞好きもずいぶん古いものです。

今でも、毎朝たくさん新聞を読みます。何がおもしろいのか知らないが、とにかくよく読みます。そうして読みながら種々のことを考えます。ところで、このごろの新聞を読んで、一番目につくのは何かというと、「殺人」、「情死」さては「大臣の待合会議」、「不正」、「疑獄」というような不愉快な文字がたくさ

ん目につくのはもちろんのことですが、「人民の役人に対する不平」を記した記事の多いことは特に私の注意をひきます。そのうちから、最近最も私の注意をひいた一記事を例にひいて「役人の頭」という一文を草してみたいと思います。例証として引用する事柄を一つだけ引き離してみると、きわめて些細なできごとのように思われます。しかし、よくよく考えてみると事はきわめて重大です。これを機会に私は「人民の役人に対する不平」ひいては「国民の国家に対する不平反抗」という問題を多少考えてみたいのです。

今から一〇日ほど前の某紙寄書欄に一新帰朝者の税関の役人に對する不平が載っていました。それによると、税関の役人がその人の所持品を検査した際、一絵画のリプロダクションを発見して没収したという事件です。没収の理由はよくわかりませんが、多分わいせつの図画で輸入禁制品だというにあつたのでしよう。

外国帰りの旅客がわいせつないかがわしい春画類の密輸入を企てることは実際上かなり多い事実のようです。日本に帰れば相当の地位にもつき、また少なくとも「善良の家父」であるべき人々が平気でそういうことをやるといふ事実はわれわれしばしばこれを耳にします。風教警察の目からみて国家がその防遏に苦心する

のは一応もつともなことです。

けれども、今の問題の場合はそれではありません。没収された絵は春画ではありません。わいせつ本でもありません。それはイタリヤ、フィレンツエの美術館に数多き名画の中でも特に名画といわれているボツチツチエリー（一四四四—一五一〇年）の「春」(Primavera)です。それは「春」の絵に違いありませんが、決

して「春画」ではありません。税関吏もまさかそんなしやれを考えたわけではないのでしよう。やたらにただわいせつだと思つて没収したに違いありません。そこで私は議論を進める便宜のためここにその画の写真を載せることを許していただきたいと思います。読者諸君は一応これを御覧の上、私のいうことを聞いていた

だきたいのです。

三

美術の専門家でない私には不幸にしてこの画についての詳しい適切な説明を与えることができません。けれども、一人の素人美術好きとしての私がかつてあの静かなフィレンツェのアルノ川に沿うて建てられた美術館の三階で、初めてこの「春」を見たときの感じ——それはとうてい私のまづい言葉や筆で十分に言い表わすことができるものではありませんが——を一言にしているならば、それはむしろ「神秘的」な「ノイラステーニツシュ」なさび

しい感じのするものでした。

しかも、それはなんともいわれないふしぎな「力」をもったものでした。外国を遍歴中ずいぶんさまざまの絵を見ました。けれども、この絵の実物を初めて見たときの感じほど深く私の心にほりこまれているものはあまりたくさんありません。そのむしろ陰鬱な重苦しい、しかもどことなくなつかしみのあるやわらかい色合いを私は今なお忘れることができない。その現実離れをしていかにも神経をいら立たせるようなふしぎな形と線とは理屈なしに私を引きつけたのです。私は今でもなおあの時の第一印象をありありと思い起こすことができます。

むろん私ごときものがどう思おうと、またよしんば天下の美術

鑑賞家がいかに名画だということに一致しようとも、国家の風俗警察という目から見ればそこに必ずや独特の見解があるには違いありません。名画だから必ず絶対に風俗を壊乱しないとは限りないでしょう。名画を鑑賞するだけの能力をもたない低級な人間にとつてはことにそうでしょう。私一個の考えでは「真の名画は絶対に風俗を壊乱することはない」と自信していますが、その考えを今ここで一般人に押しつけようとは思いません。

しかし、今ここで問題になっているこの「春」を見て、もしもこれをわいせつだとか風俗を壊乱すると思う人があるとするれば、私といえどもまたその人の眼と頭とを疑わずにはいられません。この画は誰が見てもむしろさびしい感じのする画です。またかり

に全く絵画に興味のない人が見たとすればなんだか変てこな画だ  
と思うだけのことでしょう。しかしもしも、これを見てわいせつ  
だと思ったり、多少なり劣情を感じるとすれば、それは  
よほど低級なアブノーマルな人間に違いありません。したがって  
あの記事にあったように、もしも税関の役人が旅客の十分な説明  
にもかかわらず、なおこれを理解しないでむりむたいに没収して  
しまったのならば、彼はよほど下等な変態的な趣味と性欲との持  
ち主であったか、または特に何か悪意をもってしたことだと私は  
断定したいのです。

読者諸君はこの事件をもつて一小下級官吏によつてなされた些  
事なりとしてこれを軽々に付してはなりません。彼は一小下級官

吏に違いありません。しかしこの具体的の事件について「国家」を代表したのは彼その人です。その以外の何者でもありません。外国から帰ってくる幾多の旅客がまず最初に接する「日本国」はすなわち彼です。そうしてその彼が旅客の携帯する「名画」のわいせつと否とを判断してその輸入の許否を決するのだと思えば、どうしてこの事件を一小事として軽視することができましよう。相手は「彼」一個人ではないのです。「国家」そのものです。この当該事件については「彼」の目、「彼」の頭がすなわち「国家」の目であり頭です。「役人の頭」を問題にしないで何としましよ

う。

## 四

「役人の頭」だからといってわれわれ人民の頭とたいして違うわけはありません。だいたい同じような境遇に育ち、同じような教育を受け、同じようなものを食って生きて以上、「役人の頭」だけが特別なわけはない。彼らもわれわれと同じように、美しきを見ては美しと思ひ、悲しきを聞いては悲しと思うに違いありません。

現在のいわゆる「法治国」においては役人はだいたい「法律」でしばられている。したがって、あまりわがままのきかぬようにはできあがっている。しかし、それでもまだかなりひろい範囲に

おいて自由裁量の権限を与えられています。すなわち役人は常に必ずしも「法律」という既定の標準のみによつて事を裁断する必要なく、いつでももある程度においては自己の意見を加えて、自由の裁断をなしうるようにできています。しかも、その役人の自由裁量によつて、われわれ人民は貴重な財産、自由、名誉、生命などまでをも奪われるようにできています。「法治国」とはいふもののは実は恐ろしい話である。それにもかかわらず、われわれ人民が比較的驚かずに安心して生きているのは、彼ら「役人の頭」もだいたいわれわれ人民の頭と同様であろう、われわれが美しいと思うものは彼らも美しいと見てくれるであろう、またわれわれが悲しいと思うものは彼らもまた悲しいと聞いてくれるであろう、

とこう思えばこそである。われわれは役人もまたわれわれといたい同じような心意作用をもつであろうという信頼のもとに、とにかく安心して生きているのである。

「役人」はわれわれ人民にくらべて特別に上等だとか、特別に公平だとか、特別に国に忠義だとかいうように考えて、彼らに信頼しているのではない。もしも、そんな特別なものであつて、われわれ普通の人民とは全然別個の世界に住んでいるものだとすれば、われわれは「役人心理学」とでもいうような特別な講義をきいた上でないと、安心してこの世に生きながらえることができないわけです。しかるに幸いにも、われわれ人民が特にかかる講義をきく必要もなく、また特に法律の知識がなくとも、だいたい良心と

常識とに従って行動していきえすれば、まずまず「役人」にしかられずにすむのは、役人もまたわれわれと同じ人間だからです。

このことはあらためてことごとしくいうまでもないきわめて当然な事柄である、と私は考えます。しかるに実際において、われわれがときどき耳目にする役人の行動はややともすれば私のこの信念を裏切ろうとします。そうしてそのたびごとに、私は「役人の頭」を疑わざるをえなくなるのです。なんとなく自分らもあの役人のもとで安心してゐるわけにはいかぬ、役人のほうでどうにかなつてもらうか、ないしはああいう「頭」の役人がいなくなるような仕組みをつくらなければ安心してゐられないような気がするのです。

私のような比較的「役人」に近い学問を専門とし、「役人養成所」だと世間から悪口をいわれている帝国大学の法学部に職を奉じ、役人にたくさんの知己をもっている者ですら、とかくそう思われてならないのである。してみれば、世間普通の人々の目には現在の「役人の頭」がもつとよほど変に映っているのではあるまいか。そうして彼らのうちの多数者たる利口者は、「役人」はああいふもの、「国家」はこういうものと大きくあきらめて、長いものには巻かれるほかないと考え、また彼らのうちの皮肉屋は、冷眼をもって「役人」と「国家」とをながめて、これに嘲罵と皮肉とをあびせ、なおまた彼らのうち勇氣ある反逆者たちは、かくのごとき「役人」とこれによって代表される「国家」に向かって、

いむべきのろい声をあげているのではあるまいか。私にはどうしてもそう思われてならないのです。

## 五

「役人」はよく「近頃の若い者は国家心がうすくて困る」という。しかし、私は事実なかなかそうではない、今日の若い者の大多数は今日なおかなり熱心な国家主義者だと思う。がもしも、今の若者に多少なりとも、国家をきらうふうがあるとすれば、その最も大きな責任者は「国家」を代表する「役人」であるように思われてならない。

役人や長老たちはややともすれば、若者のこの傾向をもつて

「外来思想」の結果なりとする。なるほどそれも多少あるう。けれども、「外来思想」はただ彼らを目ざめしめただけのことである。目がさめて目を開いて彼らが見たところの「国家」さえ事実において善美を尽くしていたならば、彼らの目ざめはむしろ慶すべきことでこそあれ、なんら恐るるに足りないのです。しかるに、目ざめた彼らが、事実多少なりとも国家に向かつて不満をいだとすれば、それは「国家」すなわち国家を代表する「役人」の罪である。「国家」をしてかくのごときものとみえしめている「役人」の罪である。

役人も個人としてみれば——多少の例外を除くほか——すべて

普通の人間です。立派な同胞であり、親であり、夫であり、子であります。ところが、それがひとたび「国家」を代表して外に対するときには突如として一変します。その際の「彼」は単なる「役人」であつて、その本来の「個人」とは全く縁のないものになるのです。そうして従来の官吏道徳においては役人がかくのごとくになればなるほど、「公平無私」だとか、「忠誠恪勤」だとかいってそれを賞めるようです。しかし、いったい事はそれでいいのでしょうか？ 私は心からそれを疑うのです。

むろん役人はみだりに私情をはさんで不公平やわがままをしてはなりません。なぜならば、彼らはそういう目的のために役人の地位を与えられているではありませんから。けれども、さらば

といつて、彼らが「国家」を代表する際には、全く人情も忘れ人間味を離れて、いわゆる「公平無私」の化身になりさえすればいいかというに、否、決してそうではない。彼らによつて代表される「国家」もわれわれ人間の世界に出てきていろいろなことをする。われわれはいやでも「国家」とつきあわねばならない。それならば、「国家」もまたごくつきあひやすい普通の人間のごときものでなければ、とうていよく普通の人民と調和して社会生活を営んでゆくことのできるわけはありません。そうして「国家」をしてかくのごときものたらしめるものはただ一つこれを代表する「役人」あるのみであることを考えると、役人もまた決して形式的な「公平無私」の化身になっていさえすればいいというような

簡単なものではない。彼らは「国家」をして普通の人間のごとく、道徳的になかつ親しみやすいつきあいものたらしめねばならぬ、きわめて困難な地位にあるのです。

ところが役人はとかく、うち人民に向かつて形式的な法規をふりまわすのみならず、そと他国に対してもへりくつを並べたがります。そうしてそのたびごとに国家の信用を内外に向かつて失墜しつたつあります。

## 六

私の考えでは、従来の法律家は——否、普通一般の人々も——

法律の領分を不当にひろく考えすぎているように思います。私は、国民一般の心意としても、また役人の心掛けとしても、「法律の世界」はわれわれの日常生活とは離れた別個の世界だ、と考へてゐるほうがいいのだと思います。われわれは日常「人間の世界」に住んでいる。その世界では「良心」と「常識」とに従つて行動していさえすればいいのであつて、また普通の人にとつてはそれだけで差支えないことになつていなければ困るのです。なるほど、人が集まつて社会生活を営む以上、必ずやなんらかの形式において、国家を形成せねばならないが、国家がある以上はまた必ず法律がなければならぬ。なぜならば、各人の「良心」と「常識」とにのみ信賴して団体生活を営むことは事実とうてい不可能であ

るから。

それで「法律」は多くの場合、幸いにも「良心」と「常識」とに適合するようにできているから、われわれが日常生活において「良心」と「常識」とに従って行動していることは同時に「法律」に従っていることになる。そうしてそれがまず通常の場合であるために、ややともすれば「人間はすべて——みずからは『法律』を知らぬために気がつかないけれども、実は——『法律』によって日常生活を行動しているものと解すべきだ」というような考えが生まれるのです。けれども私をしていわしめるならば、その場合でも、人間はただ「良心」と「常識」とに従って行動しているのであって、「法律」によって行動しているのではない。ただ事

件が裁判所その他国家のお役所に行ったときに初めて「国家の尺度」すなわち「法律」によつて価値判断を受けるだけのことだ、と説明したいのです。例えば、われわれが他人から金を借りたとしても、民法になんと書いてあり刑法になんと書いてあるから、返すのではありません。われわれはただ常識上借りたものは返すべきだと考え、返さなければなんと気がとがめるだけのことです。これを一々法律がああ命じているからやっていると考えるのは、普通人の決してなさざるところであり、なすべからざるところである。

もしも、われわれが日常生活において一々法律のことを考えねばならぬとすれば、きわめてこっけいなことになる。第一たいが

いのことをするのに必ず証拠をとっておかなければならない。例えば、ささいな買物にも一々請取りをとり、友人間のわずかな貸借にも証文を要求し、はなはだしきに至ると日常の書信も一々内容証明郵便配達証明付きで出さねばならぬようなことになります。しかし、もしも誰か実際にそんなことをやる人があれば、たちまち世の中から排斥されるに決まっています。変な奴だとか、勘定高い奴だとか、つきあいにくい男だとか、いつてつまはじきされるに違いありません。ところが、法律家の中にはともすればそういうことを考えている人があります。

法治国の人民といえども、「常識」と「良心」とに従って行動していさえすればいいのです。またそうなくては困ります。法治

国民はいざ裁判所なりお役所なりに出た場合に、法律を知らなかつたといつて抗弁することは許されない。すなわちひとたび「法律の世界」に入つた場合には、法律という尺度によつて価値判断を受けることをあらかじめ覚悟していなければならぬ。しかし、それは決して平素「人間の世界」の活動をするに際しても法律をそらんじ、これに従つて行動せねばならぬという理由にはなりません。法を知らざることそれ自体は決して不徳ではない。徳と不徳とは常に道徳によつて定まるのである。むろん、国家といい、法律といつても、人間が団体生活をなすについての必要品である。いやしくも団体生活をなす以上、とにかくそのおかげをこうむつてゐるものとみねばならぬ。したがつて常識上誰しも知つていて

しかるべき法律を知らずにおりながら、ひとたびその適用を受けると、不平を唱えるというがごとき得手勝手は道徳上もまたこれを許しがたい。しかしさらばといつて、法の不知は当然道徳上非難さるべきことのように考えるのは非常な誤謬であると、私は考えます。

## 七

しかし私が以上の説をなすのは、決して読者に向かつて「法の不知」を奨励しているわけではありません。諸君も国をなしている以上、法律を知るほうがいいのです。なぜならば、諸君がみずか

ら正しいと思つてゐる自己の「常識」と「良心」とが、客観的には正しくないこともありうるし、またたとえそれが正しくても不幸にして法律の命ずるところには違背していることもありうるのですから。しかもそれにもかかわらず、私は諸君に向かつて「諸君は法律は知らずともいい、しかし常識と良心とに従つて行動せねばならぬ」ということを高唱したのであります。そうしてそれは現在のわが国にとつて最も必要な考え方だと私は信ずるのであります。

われわれが日常生活を営むにあつては、「良心」と「常識」とのみを標準としていさえすればいい。法律のことは「法律の世界」に入つたときに考えさえすればいい。日常生活に法律は禁物である。もしそうでなくて、われわれの行動が常に必ず法律を標

準としてなされねばならぬものだとは仮定すれば、われわれ普通の人間は、多くの場合、行動の標準の知りがたきに苦しまねばならぬ。またともすれば、法律に従って行動していさえすれば、他の点はどうあろうとも、「国民」として正しく行動しているものとみるべきだというような謬見をよびおこし、もしくは「その場の議論に勝ちさえすればいい」とか、「免れて恥なし」というような氣風を醸成するおそれがあります。イギリスの諺に「よき法律家はあしき隣人なり」という言葉があるそうです。日本でも、なまはんか法律を学んだ都歸りの法律書生は農村の平和擾乱者です。法律を知っている者はとかく法律をふりまわしたくなる。「常識」と「良心」とに従って行動することを忘れて、法律を生活の標準

にしようとしませう。その結果、彼はついに「あしき隣人」となるのです。それゆえに私は国民に向かつて「法律を知れ」とすすめる前に、むしろその「良心」と「常識」とを正しきものたらしめよと説きたいのです。

ところが、私らのような法律を扱うのもつて職業とする者、その他大臣以下諸役人、議員、裁判官、弁護士らは平素あまりに法律に近づきすぎる。その結果ややもすれば、法律をもつて百般を律しやすい。「常識」と「良心」とによつて、これを判断することを忘れやすい。私は近時の議會その他政治界をみてことにその感を深くするのです。

私はこの際世人一般はもとより、法律家ことに役人は、かのキ

リストのいった「カエサルのもものはカエサルに返せ、神のものは神に返すべし」という言葉を深く味わねばならぬと思います。

## 八

普通の人間が「法律の世界」に入ってみても別にたいして驚かない、「人間の世界」におけるとだいたい同じように事が運んでいる、ということになっていなければ、法律と国家との威信はとうていこれを保ちがたい。法律と社会との間に溝渠ができることは国家の最も憂えるところでなければならぬ。かくのごときは国家の不徳です。国家は全力を尽くしてその救済をはからねばな

りません。

古来、暴君はしばしばその救治策として「道德」を命令してみました。そうして人民をして暴君みずからの欲する法に近づかめようとはかりました。現在わが国の政治家、ことに警察ないし司法に關係している役人の中には、今日なお同じような思想をいだき、法をもつて「淳風美俗」をおこそうと考えているものが少なくないようです。しかし、この策が古来一度も成功しなかつたこと、ことに近世に至つては全く失敗に終つてゐることは歴史上きわめて顕著な事実です。

そこで、近世的国家はこれと全く正反對な方策を考えはじめました。すなわち人民をして「法律」——暴君の命令——に近づか

しめる代りに、国家みずからが進んで「人間」に近づくことを考えました。その考えが制度になって現われたものが、議会政治であり陪審制度であり、またなにびとといえどもすべていかなる役人にもなりうるという今日の制度です。また法律の上でも、例えば民法第九〇条の「公ノ秩序ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス」というような規定は全く右と同じ考えの現われたものであつて、学者はこれを総称してデモクラシーといひます。以下私はこれらのうち当面の問題に最も関係の深い「なにびとといえどもすべていかなる役人にもなりうる」という制度のことを考えてみたいと思ひます。

昔は「人民」と「役人」とは全く別の世界に住んでいました。

したがって役人の世界すなわち「法律の世界」と「人間の世界」との間に大きな距離のあることは当然でした。それでも当時の人間は仕方のないものとあきらめていたのです。ところが近世になると、もはや人間はそれに満足することができなくなつて、「役人の世界」と「人民の世界」との接近を要求しはじめました。しかし、それがために発明された制度がすなわち「なにびとといえどもすべていかなる役人にもなりうる」という今日の制度です。この制度の眼目は、「人間の世界」から人をつれてきてかりにこれをして「役人」の地位につかしめ、これによつて「役人」したがつてこれによつて代表せられる「国家」の考え方をしていただいた普通の人間のそれと同一ならしめんとするにあります。これに

よつて従来は「役人」という全く別の世界の人間によつてつかさどられていた仕事がともかくも「人間の世界」から出た役人によつて取り扱われるようになり、その結果、人間は大いに安心することができるようになったのです。

元来、法治国はあらかじめ作つておいた法律すなわち尺度によつて万事をきりもりしようという制度です。そうして近世の人間は公平と自由との保障を得んがために憲法によつてその制度の保障されることを要求したのです。ところが人間というものはきわめてわがままかつてなもので、一方には尺度を要求しながら、他方においてはその尺度が相当に伸縮する、いわば杓子定規におちいらぬようなものであることを希望しておるのです。それは明

らかに矛盾した要求です。しかし事実だから仕方がありません。国家はなんとかしてこれを満足させねばなりません。そうして政治の実際において、その矛盾した要求を適当に満足させているものは、すなわち「役人」である。

万事をあらかじめ法律で決めておくことは事実上とうてい不可能なことであるのみならず、生きものである人間は決してかくのごときことを好まない。そこで、一方においては法律をもつて大綱を決めつつ同時に他方においてはその具体的の活用をすべて——人民と同じ世界の人間であるところの——「役人」に一任して、公平と自由とを保障しつつ、しかも同時にある程度に動きのとれるようにすることを考えたのが、すなわち今日の法治主義です。

したがって法治主義のもとにおいて最も大切なことは、むろん一方においては法律をして真に「人間の世界」の要求に適合せしめることであるが、他方においては「役人」もまた普通の人間と全く同じものの考え方をすることです。それでこそ人民は安心して国家に信頼することができるのであって、「役人」を「人間の世界」から採用する今日の制度の妙用は実にこの点にあるのです。

## 九

法治主義のもとにおける最小限度の要件は「役人」がわれわれ

とだいたい同じような考え方をしてくれらるということ。「役人」もわれわれと同じように、美しきを見ては美しいと思ひ、悲しきを聞いては悲しいと泣いてくれこそ、われわれも安心できるのである。ところが現在の実際はともすれば、この理想を離れがちになります。それははたしてなぜでしょうか？ 私はそれを解して、せつかく「人間の世界」から借りてきた「役人」が、その昔「役人の世界」に住んでいた代りに、今度はまた新たに「法律の世界」という新しい別世界に住みたがるためだといいたいのです。すなわち、せつかく骨を折って作り上げたデモクラシーが精神を失って再び官僚主義におちいらんとしているためだといいたいのです。

せつかく役人を「人間の世界」から借りてくることを発明して、人間と法律との親しみを作ろうと考えた。ところが、その役人がひとたび「法律の世界」に入ると、「人間の世界」と違った考え方をするようになる。むろん、その昔、役人が「人間の世界」とは全く離れた「役人の世界」に住んでいたころには、その全生活が公私ともにすべて「人間の世界」のそれとはかけ離れたものでありました。これに反して、今の役人は「法律の世界」に入ったときだけ特別な考え方をする。そうして一時「人間の世界」から離れる。または少なくとも離れねばならぬもののように考える。これははたしてなにゆえであろうか。

その原因はいろいろあります。しかし、そのうち最も大きい原

因は、すべていかなるできごとでもそれが役人の目に触れるときにはすでに「法律の世界」のことに化していることにあるのだと思います。元来は人間の世界に起こった事柄でも、それが役人の目に触れるのはいよいよ役所の門をくぐってからである。したがって役人がひとたび役所の門をくぐると、「法律の世界」のこと以外なものにも接しなくなる。そこで「人間の世界」にあつては、よき夫であり、よき友であり、よき市民である人も、ひとたび役人として行動することになると、ともすれば「法律の世界」に特有な考え方のみをするようになるのです。そうして役人は公私を混淆してはならぬとか、公平無私でなければならぬとかいうような言葉の形式のみにとらわれて、根本はどこまでも「人間」

らしくなければならぬ、ただその上さらに、いつそう公平無私となり、公私を混淆せざることにならねばならぬ、という根本義を忘れがちになります。

ことに、法治主義のもとにおける役人は法律によつてかなりの程度に裁量の自由を制限されています。したがつてうっかり融通をきかせた処分をやつてしかられるよりは、まずまず法律の命ずるところを形式的に順奉していさえすれば間違いない。そのほうが得である。第一、骨が折れなくていい。役人が一度こう考えたが最後、彼はただ法律を形式的に順奉することだけを心がけるようになり、法律の目的や役人の職分を忘れるようになる。ここで立派な官僚が出来上るのです。

元来、法治主義はあらかじめ法律を決めておいて役人の専恣を妨げ、これによつて人民の自由を確保する目的でできた制度である。しかるに、その法律がかえつて役人の官僚的な形式的な行動に対する口実となつてしまふ。かくのごときは決して法治主義本来の目的ではなかつたのです。しかし一方において役人を法律によつてしばれば——ことにしばりすぎれば——その当然の結果として役人の行動が形式化しやすいのは当然です。なぜならば、自由のないところに責任は生まれえないから。換言すれば、法治国はきわめて官僚主義におちいりやすい素質をもつたものだといふのです。ただその素質、傾向をしてあまりはなはだしきに至らしめない唯一のよりどころは役人の心がけです。これ私が「役人

の頭」のみが今日の国家制度を生かしてゆく唯一の頼りだというゆえんであります。

## 一〇

次にまた役人は大なる権力の持ち主です。「人間の世界」は別として、ひとたび「法律の世界」に入ったが最後、その世界に通用するだけの是非善悪は、ともかくも、すべて役人によって認定されることになっています。むろん役人といえども法律によって大いに束縛されている。また下級の役人の判断は上級の役人によって監督され批評される仕組みにできている。けれども、訴訟手

続がめんどろにできてゐるとか、また証拠をあげることが困難であるとか、その他種々の理由によつて、たとえ役人のあやまつた不当な判断によつて権利利益を害された者でも、事実上、上級の役人に訴えてその批判を受けることが困難になつてゐます。このことは現在の行政庁系統の役人によつて権利を害された場合につき最も多くみる例であつて被害者は結局泣き寝入りになるのほかない。したがつて役人は法律によつてしばられてゐるものの、国民に対する関係においては、法律上ないしは事実上なお大きな「専断力」をもつてゐるのです。しかし、役人にかかる専断力を与えるのは制度の必要上やむなきに出た事柄であつて、いささかたりとも役人がその専断力を濫用することは事物本来の性質上断

じて許すべからざるところなのです。しかるに役人はややともしれば、事をビジネスライクに運ぶため、またはその威儀を保つために、専断力を濫用します。それはきわめて恐るべきことです。いったい法律上または事実上、専断力、モノポリーの力をもっている者は大いに慎まねばなりません。なぜならば、常に必ず多少のむりがきくからです。けれども、それはその者にとって最も危ないことなのです。ところが役人はややともしれば、それをやりがちなものであって、その結果、国家までをも国民憎悪の的たらしめるに至るのです。

国家は法律の府です。けれどもまた同時に、われわれ「人間の世界」にきたってともに事をします。したがって、その国家はわ

れわれ普通の人間にとって親しみやすい交際しやすいものでなければなりません。普通の人間が相互の交際において法律をふりまわせば必ずつまはじきをされる。なぜならば、その人は他人にとつてきわめて交際しにくいからです。しかるに、役人が法律を盾にとつて自己の不穏当な行為をかばうようなことがあれば、それはすなわち彼によつて代表された国家みずからが法律をふりまわしたことになる。彼が国民によつてつきあいにくい奴だと思われるのはきわめて当然のことだといわねばなりません。

役人は法律によつてしぼられたきわめて仕事のしにくい気の毒な地位にあるのです。ですから役人が法律を適用して本来「良心」と「常識」とに従つて行動した人々をして法に触れることなから

しめる苦心に向かつては大いに敬意を表します。しかし、さらばといつて、自己の不当処置をかばう盾として法律を使うことは絶対に許されない。なぜならば、かくのごときは実に国家をしてつきあいにくい奴たらしめるゆえんだからである。

国家もまた普通の人間と同じように「良心」と「常識」とに従つて行動しなければならぬ。しからざれば必ずやその威信を失墜します。国民は彼を信じなくなり、愛しなくなります。そうして国家をしてかかる行動をなさしめるものはただ一つ「役人の頭」あるのみである。役人はその役人たる地位にあるときも普通の人間のごとく考えねばならぬ。かくしてこそ国民は彼とともに喜び、彼とともに泣くのである。ここにおいて私は、『大学』の中にあ

る「天子より庶民に至るまですべて身を治むるをもつて本となす」という言葉の意味深遠なるを思わざるをえないのです。

## 一一

以上の私の議論に対しては必ずや次のような非難がありうると思います。私の議論は全く国家の指導的職能を忘れてはいはしないかという疑問がすなわちそれです。しかし私はその点を忘れてはいない、否、大いに考えているのです。

私といえども国家に指導的職能あることを認めます。そして国家がその種の職能を最も明瞭にかつ大仕掛けに実現した事例は実

にわが国の明治時代だと思ひます。幕末に至るまで永く東海の孤島に孤独平安の夢をみながら眠っていたわが国は明治維新とともに目ざめました。目ざめてみると、われわれの外部にはわれわれがまだ一度も見たことのない物質的ないし精神的の偉大な文化の花園がひろく美しく咲きほこっているのに気がつきました。世界の舞台に乗り出さねばならぬ、乗り出すにはまず彼らと同じ程度の文化に到達せねばならぬ。

こう考えたわれわれの父祖はまっしぐらに西欧文明の跡を追つて走り出したのです。しかし、そう考えてみると、国民一般はまだ十分に目がさめていない。先覚者はまず彼らの目をさまさなければならぬ。目をさました上で、さらに彼らを導かねばならぬ。

そうして当時この先覚者の役目を尽くした者は——福沢先生のごとき偉大な民間の指導者もあつたことはむろんであるが——主として役人であつた。先覚者たる役人は、あるいは国内に大学を建てたり、あるいは秀才を外国に送つたりして、人才の養成に力を致しました。西欧文化の吸収に努力したのです。素質のあつたわが国民は実によく吸収しました。その結果、わずか四、五十年の間になれわれは実によく——少なくとも形式だけでも——欧米の文化に近づくことができたのです。そうして国民をしてここに至らしめた最も大なる功労者はいうまでもなく明治の役人です。

明治五〇年の間役人は陣頭に立つて国民を「西欧文明」に向かつて突進せしめました。国民もまた実によくその指揮に従つて突

進しました。しかしながら兵家はよく「兵をして突進せしむるものは指揮者の信念と決心とである」といいます。明治が終つて大正に入ったころ、われわれは形式だけとはかく欧米の文化に追いつくことができた。そうしてわれわれは多少安心をしました。ところが夢中で突進してきた者にとつては、その安心は実に恐るべき安心でした。その結果、指揮者の決心もにぶり、国民もまた多少疲労をおぼえるに至つたのです。ことに役人が今までもつぱら目標として国民を導いてきた西欧の文化は、今や行きづまりを示して新たに向かうべき天地を求めています。今まで深く考えずに、ただ西欧文化を追うて走つた独自力にとぼしい役人は、たちまち行きづまりました。

「さてわれわれはこれから何を目標として進もうか？」そのとき国民は役人に向かつていいました。「さてわれわれはどこへ行けばいいのですか？ あなたはわれわれをどこへつれてゆくつもりですか？」と。しかし役人は十分この問いに答えることができませんでした。その答えをきいた国民が疑いはじめたのは当然です。不安を感じた彼らは、あたかも成年に達したか達せぬかの子供が突然その父母を失ったと同じように、これからは自分の進むべき道を自分でさがさねばならないのだと考えはじめました。しかし、今まで盲目的に導かれて走ってきた者が、突然指導者を失って急に目をあけてみても、さて自らどちらへ行つていいのかを判断することはきわめて困難です。それはちやうど戦地において敵の軍

使を迎える際にまず布をもって彼の目をおおうた上、車をもってある距離を走らしめ、しかる後はじめてその布を除く、かくして目かくしを除かれた軍使には、とうてい敵陣の様子を十分知ることができないのと同じことです。また現在、自己がどこに立っているかを知らぬ者にとつては、いかに詳細な地図もなんらの効能もないのと同じことです。国民はおのおの自己のよしと思うところをたずねて動きはじめました。ある者は古きをたずね、ある者は新しきを追うて。そうしてそのうちきわめてわずかな者だけがみずから考えはじめました。これを称して人は「民心の混乱」というのです。

まだ明治の夢をみている役人と伝統主義者とは驚きました。

「民心統一」せざるべからずと考えたのです。しかし、彼らが従来人民を導きえたのは西欧文化という他人からもらった目標をもっていたからです。ただそれだけを目標として別に深く考えることなしに指揮的態度をつづけてきたのです。ところが今、ようやく追いつきかけたと思うところに欧米はもはや新しい別な方向に向かつて進もうとしている。否、すでに進みはじめました。ここにおいて役人と伝統主義者とはもはや彼を追うことはできないということに気がついた。けれども、しからばみずからに独自の別個の目標ありやというに、むろんそれはない。

彼らは従来、あまりに修養を怠りすぎたのです。「自分ははたしてどっちへ行ったらいいのだろうか？」彼らはこう疑いはじめた

のです。自力のない彼らはそのとき考えました。欧米もはや追うべからずとせば、わが国みずからの古きに返るよりほか仕方がない。こう考えた彼らは、たちまち復古主義者となって、五〇年来深いお世話になった、そうしてみずから神のごとくにあがめていた、欧米の文化をたちまち弊履のごとくなげうって口汚くののしりはじめました。

そうして外来思想を非難し、魂の抜けた「えせ武士道」を鼓吹し、はなはだしきに至っては物質文化まで排斥し、精鋭な新武器をすてて再び刀をかつぎだすようなことを唱えはじめたのです。彼らの「民心統一」といい、「民力涵養」といい、「淳風美俗」というものがすなわちそれです。しかし、彼らの「復古」はただ

昔の「さび刀」をたち切った上新たにこれによつて新武器をきたえあげたのではありません。それがためには彼らはあまりに独自力が足りないのです。

## 一二

明治の役人は人民の指導者でした。彼らは先覚者でした。彼らは知識において一般国民よりもすぐれていたのはもちろん、道德的にもまた国民の儀表たるべきものとしてみずからも任じ人もまたこれを許していたのである。少なくとも彼らはかくあるべきものとして一般に要求されていたのである。しかし当時のわが国は

もつぱら西欧文明のあとを追うことにのみ忙しかったのであるから、多少なりとも普通人以上に欧米の事情に通じ、その文化を理解することのできた者は、先覚者として役人として人民を指導することができたのです。

ところが、その役人が今日ではもはやひたすら西欧文明を追ってさえおればいいということではなくなりました。ことに最近、欧州文化の行きづまりとその新たな転向とは、わが国の伝統主義者をして従来のごとくひたすら彼を追うことの危険なるを感ぜしめました。今まで、彼が樂園だと思つてめざしていたものが、たちまち地獄にみえだしたのです。ここにおいて、彼らは急にわが国にはわが国独特の目標がなければならぬということを高調する

に至りましたけれども、元来単なる模倣者、輸入者たるにすぎざりし彼らには遺憾ながら創造力がとぼしい。独自性が足りなかつた。それがため、彼らはそのみずから高調するわが国独特の目標を自力をもって創造することができないで、再び「伝家のさび刀」をかつぎだしました。そうしてそれに「淳風美俗」とか「剛健質実」とかいう名をつけて、これこそは国民を指導すべきわが国独特の目標であると唱えはじめたのです。そうして、彼らが明治において行った指導的職能を今日もなお保持し実行せんとしています。なるほど、彼らの主張する「淳風美俗」も「剛健質実」も、それ自体たしかにいいことに違いありません。しかしながら、この刀は彼らみずからあまりに長くこれをしまっておいたために、

お気の毒ながらさびびています。また彼らがその刀をしまっておいた間に、世の中はもう遠く刀の時代を去って、一六インチ砲や飛行機の時代となりました。もしも、彼らの刀がさびびていない精神のこもったものであるならば、あるいはこれをもって一六インチ砲と戦うことができるかもしれませぬ。しかし、彼らのそれはさびびびています。彼らは今や、むしろさびび刀をたち切つて、これを精鋭な新武器にきたえなおすべきです。ところが彼らには、それを実行するだけの創造力がない。いたずらにさびび刀をふりまわして、大声人を恫喝する以外、なにごとをもなすことができないのです。いったい人を導く者は導くだけの力がなければならぬに決まっています。たとえば、今までは導いてきた者でも、ひとたびその力

を失つたならば、いさぎよくその地位をひくか、または少なくともその指導的態度を放棄すべきです。その力を失つたにもかかわらず、依然としてその指導的態度をあらためない者は、もしみずからその力を失いたることを知るにおいては「悪」であり、もしまた知らざるにおいては「愚」である。導かれる者の迷惑これよりもはなはだしきはないのである。今やわが国の人々は、物質方面においても知識的方面においても、もはや役人の指導を要しなくなつた。いわんや道徳的方面においてはそうである。しかるに従来、これらの諸点において指導的地位にあつたところの役人は、今もなおかくあるべきもの、またありうるものと考えています。そうしてみずからの力の足らざるを顧みようとはしません。「悪」

にあらざれば「愚」なりというのほか評すべき言葉がありません。明治の間役人が各方面ともに指導的態度を保持することができたのは、全く当時の例外的の事情にもとづくのであります。一方においては官民こぞつて西欧文明の追隨に腐心した時代であること、他方においては役人が一般に西欧文明についての先覚者であつたこと、それが彼らをして指導的地位に立つことをえしめ、またはこれを余儀なくせしめたのです。ところが大正の今日は、全く事情が変わりました。もはや国民と役人との間にはなんら知識の差等がありません。国民は今や、役人の指導をまつことなしに、自由を考え自由に行いうるに至つたのです。

しかるに役人がそれをさとらずに依然として従來の指導的態度

を維持せんとするがごときはきわめておろかである。いわんや精神を失った「伝家のさび刀」によつて、それを行わんとするに至つては言語道断であります。今やわれわれ日本国民は疑いはじめた、みずから考えはじめた。多年の間もつぱら役人によつて指導されつつ盲目的に突進してきた国民は今や目ざめてみずから考えはじめたのです。しかも因襲の久しき多数の国民はみずから考えんと欲しつつその考える力にとぼしい。彼らは全く創造力と独立性とを失っている。しかもささやかながら、彼らのみずから考えんとしているあの努力をみよ。国民は今や目ざめたのである。われわれは彼らの目ざめをして真に意義あるものたらしめねばならぬ。なぜならば、みずから文明国をもつて誇るわが国が明治維新

このかた世界人類の文化のためにものを貢献したか？ わが国民ははたしてどれだけの創造力があるのか？

それらの点を考えると、国民の創造力を養成することが刻下の最大急務のように思われてならないからである。

せつかく今や、ようやく盲目的服従の習慣から離れて、みずから考えみずから行動せんとしはじめたのです。国家とその役人とは、今や全力を尽くしてその動きはじめた傾向を助長すべきです。そうしてみずからは「指導」をすてて「謙虚」につくべきです。ここにおいて私はいいたい。刑や法によつて「淳風美俗」をおこそうと考えるはならぬ。みずから確信ある活力ある道徳的の規準を有せざるにかかわらず、なおかつ「民心の統一」に腐心するを

やめよ。彼らの美しいといったものは国民もまた異口同音に美しいと合唱した時代はすでに過ぎ去った。一時の例外的現象にすぎない明治の夢を今もなおみていてはならぬ。目をあけて世の中を見よ。暁明はまさに来らんとしている。われわれは、みずから考へみずから行つて、みずからの道徳を創造せんとしている。私はかく高唱しつつ、今後の国家と役人とがもつともつと謙虚なものになつてほしいと希望するのです。

そうして国家も役人も、われわれ普通の人間の考え方を制御することのみ腐心せず、むしろみずからをむなしうして、みずからもまた普通の人間と同様に考えうるようになることを心がけてほしいのです。なぜならば、「役人の頭」が「人民の頭」と一

致することは国家制度の生きてゆく最小限度の要件であるから。

一三

今や役人はその態度と考え方をあらためねばならぬ。「指導」より移つて「謙虚」につかねばならぬ。そうしてわが国人をして真に世界人として世界人類の文化のために貢献しうるように、自由を考え、自由に行わしめ、もつてその創造力と独自性を十分に発揮せしめねばならない。そうしてそのことは「思想」の問題、「道徳」の問題、「美術文芸」の問題について、ことに痛切に感ぜられます。なぜならば、これらの問題は、一方においては、い

ずれも国家と法律と役人にとつて最もにがてな問題である。問題本来の性質上、役人の指導を許さざるもの、役人はただこれを取り締まる以外なんらの能力もあるべきはずのない事柄だからです。しかも他方において、わが国人をして今後人類文化のためになにものかを貢献せしめるがためには、これらの方面における国人の考え方と活動とをして、自由に活躍せしめねばならないからです。今日わが国はあらゆる方面において行きづまっています。政治においても、経済においても、法律においてもそうです。道徳の方面においても、また同様だということができましよう。旧来のものはすべてその権威を失いました。また少なくとも失わんとしています。伝統主義者はこれをみて慨嘆しています。けれど

も私はかくしてこそ、わが国がいきいきと伸びてゆくのだ、これこそ実に新日本への木の芽立ちと考えています。役人はなにゆえにこの伸びてゆく若芽を刈らんとするのであろう？

彼らはみずから称して「思想を善導する」という。しかし「善」とははたしてなにか。彼らははたして確信をもってこれに答えうるものであろうか？ 否、私はそうは思わない。なぜならば、今やまじめに考えている国民はみなひとしく「善とはなんぞや」の問いに答えかねて煩悶を重ねている。彼らもまたその例外であるはずはないからです。

「善」とはなんぞや。国民はみなその問いに答えかねて偉人のくるのを待っている。そのときにあたって、役人が「伝家のさび刀」

をかつぎだして、われこそは「思想の善導者」である、と大声疾呼したところで、誰かまじめにこれを受け取る者があるろう。この際役人もまた人間の間を下りきたつてみな人とともに「善」とはなんぞやという普遍の公案を考えねばならない。かくしてこそ、彼らもまた国民とともに悲しみうる真の人間らしい役人となりうるのであって、それのみが今日の国家をして永く安泰ならしめる唯一の策だと私は考えるのです。

## 一四

なお終りに一言いっておかねばなりません。今の役人の中で無

性に「伝家のさび刀」をありがたがり、これによつて国民を「善導」せんとする者はむしろ上役の者に多い。しかも、この考え方は十分下役に徹底していないために、ややともすれば下役の方を強制する。その結果、みずから行いつつある行為について十分の確信をもたない下役の人々が、とにかく上官の命ずるところに従つて、形式的に行動していさえすればいいと考えるような、忌むべき現象を生ぜしめた。しかしながら、かくのごときは、かかるみずから確信なき役人の行為によつて取り締まられる国民にとつては、きわめて迷惑であるのみならず、役人をして道徳的に墮落せしめるゆえんだと私は確信します。下役の人が行動するにあたって、ただ単に「上官の命令なるゆえに」と考えるだけで、

みずからなんらの自信もないならば、そのそとに現われた行動は  
いかに形式上合法的にできていても、真に人民を服することので  
きるわけがありません。また役人が日夕かくのごとき行動を繰り  
返さねばならぬとすれば、ついには彼らの道德心が麻痺するに違  
いありません。真に人間らしく「良心」と「常識」とをもととし  
て考えようと努める代りに、とにかくうわべだけ上官の命令を奉  
じているようにみせかけていさえすればいいというようになるに  
違いありません。そうして私にはどうも現在の役人がもはやその  
弊におちいりつつあるように思われてならないのです。下役人が  
サボる、不正をやる、人民につらくあたる。われわれは毎日そう  
いういやなうわさを耳にします。そうして上役人は「綱紀肅正」

とか称して下役人をしばったり督促しようとしているといううわさを耳にします。しかし私をしていわしむれば、それは決して下役の罪ではない。下役といえども飯を食わねばならぬ。その下役をして道徳的に自信のない行動をむりやりにやらせて、事久しきに及べば、彼らが道徳的に墮落するは当然です。したがって彼らをして墮落せしめたのは実に上役の罪であると私は思います。下役が道徳的に同感であろうがなかろうが、むりに事を命じてやらせる。その当然の結果として上役の目を盗むことができさえすれば何をやってもいいという考えを生ぜしめる。それはちように法律のむりな強行がややともすれば人民の徳性を害し、法律に従つていさえすれば何をやっても差支えないというような考えを生ぜ

しめやすいのと同じです。

この意味において現在の役人は、一には法律によつてしぼられ、二には上役の命令によつてしぼられた、きわめて困難な気の毒な地位にあるのです。しかもその「役人の頭」のみが今の国家をして長く活力あらしめる唯一の保障であることを考えると、役人の責務のきわめて重いことを感ぜずにはいられません。ここにおいて私は、一方には立法院および上役に向かつてその法律と命令とを下役の道徳的要求に合致したものたらしめ、下役をしてその良心に従つて行動することをえしめよといいたい。

また役人みずからに向かつては、諸君は役人たる前にまず人間たることを心がけねばならぬ、法律によつて思惟せず、良心と

常識とに従つて行動せねばならぬ、といたたいのです。諸君はも一度「カエサルのはカエサルに返せ、神のものは神に返すべし」というキリストの言葉の意味を、またもしこの言葉がいやならば「天子より庶民に至るまですべて身を治むるをもつて本となす」という『大学』の語を十分に味わつていただきたいと希望します。

なぜならば法治主義は実に諸君の頭のみを頼りにした制度だからです。



# 青空文庫情報

底本：「役人学三則」岩波現代文庫、岩波書店

2000（平成12）年2月16日第1刷発行

初出：「東京日日新聞」

入力：sogo

校正：noriko saito

2005年3月30日作成

2008年4月9日修正

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫 (<http://www>

W.aozora.gr.jp/) で作られました。入力、校正、制作にあたったのは、ボランテイアの皆さんです。

# 役人の頭

末弘巖太郎

2020年 7月13日 初版

## 奥 付

発行 青空文庫

URL <http://www.aozora.gr.jp/>

E-Mail [info@aozora.gr.jp](mailto:info@aozora.gr.jp)

作成 青空ヘルパー 赤鬼@BFSU

URL <http://aozora.xisang.top/>

BiliBili <https://space.bilibili.com/10060483>

Special Thanks

青空文庫 威沙

青空文庫を全デバイスで楽しめる青空ヘルパー <http://aohelp.club/>  
※この本の作成には文庫本作成ツール『威沙』を使用しています。  
<http://tokimi.sylphid.jp/>